

○令和8年度 玉野市脱炭素推進補助 Q&A (R8. 5. 18版)

このQ&Aは、補助制度の概要を案内するものです。申請にあたっては、補助金交付要綱その他関係書類に定める要件を満たす必要があります。詳細は必ず補助金交付要綱等をご確認ください。

NO	項目	質問	回答
1	補助対象	中古品は補助対象ですか。	対象外です。
2	補助対象	リースは補助対象ですか。	対象外です。
3	補助対象	太陽光発電は全量売電の場合、対象となりますか。	全量売電は対象外です。 J-クレジット制度への登録をされた場合も対象外です。
4	補助対象	蓄電池の容量は、定格容量と実効容量のどちらをう用いますか。	補助金申請の際は、カタログ等に記載の定格容量の数値を用いてください。
5	補助対象	補助金の交付申請をする前に購入、契約したものは補助対象ですか。	対象外です。
6	補助対象	プラグインソーラーは補助対象ですか。	対象外です。
7	補助対象	太陽光パネルはカーポートに設置した場合も補助対象ですか。	補助対象です。
8	補助対象	補助金対象の設備が備え付けられている建売住宅を購入する予定ですが、補助対象ですか。	住宅が建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅かつ、補助対象設備が当該住宅建築に合わせて備えられた未使用品である場合は対象となります。 当該設備設置に係る購入費及び設置工事費を申請・報告いただく見積書等に明確に記載してください。
9	補助対象	同一設備の増設、買い替えは補助対象ですか。	補助対象です。使用済みになった設備の処分費は補助対象外です。
10	申請手続	申請書はどこで手に入りますか。	市のホームページからダウンロードしてください。
11	申請手続	申請書はどのようにして提出しますか。	原則：郵送（受付日は消印日とします。）（配達記録が残る簡易書留等を推奨します。） 持参：やむを得ず開庁時間中に持参される場合は「書類の預かりのみ」となり、審査は後日行います。（交付申請の受付日は、開庁時間中の持参日の翌開庁日となります。）
12	申請手続	補助金は先着順ですか。	交付決定は、予算の範囲内で、受付日順に行います。 なお、交付申請額が予算残額を上回る場合は、予算残額の範囲内で交付決定します。 また、同一受付日に複数の交付申請があり、その合計額が予算残額を上回る場合は、予算残額を各申請額に応じて案分した額を交付決定額とします。
13	申請手続	申請書が到着したのか確認できますか。	個別の到着確認はしていません。書類を審査後、市から交付決定を郵送します。ご不安の場合は、配達記録が残る簡易書留等を推奨します。
14	申請手続	申請書の到着から交付決定まで、どのくらいの期間を要しますか。	原則として10営業日程度で交付決定書を郵送します。申請内容や申請状況により前後しますのでご了承ください。
15	申請手続	太陽光発電設備の補助申請額の計算方法は。	○太陽光設備について 「太陽電池モジュールの公称最大出力合計値」又は「パワーコンディショナーの定格出力合計値」のいずれか低い値（出力の単位はkWとし、その値の小数点以下は切り捨てる。）に1kWあたり2万円を乗じて得た額又は10万円のいずれか少ない額になります。 (例) 太陽光パネル出力：5kW パワーコンディショナー出力：4.1kWの場合 2万円×4kW=8万円（交付申請額）

16	申請手続	蓄電池の補助申請額計算方法は。	○蓄電池について 蓄電池の定格容量に1kWhあたり1万円を乗じて得た額から1,000円未満の端数を切り捨てた額又は10万円のいずれか少ない額になります。 (例) 定格容量7.14kWhの場合 1万円×7.14=7.14万円 千円未満は切り捨てるため、申請額は7.1万円
17	申請手続	補助金額の計算方法は。 (対象設備：燃料電池システム(エネファーム)、太陽熱利用システム、HEMS、V2H充電設備)	補助対象設備本体及び附属設備の購入費並びに設置工事費の合計額(既存設備の撤去費及び処分費、補助対象設備の設置に直接関係のない工事費、申請代行手数料等の費用及び消費税及び地方消費税を除く。)から値引き及び国等の類似の補助金の額を控除して得た金額に補助率を乗じたものになります。 (例) 上限額が5万円の設備の場合 補助対象設備本体購入費等 100万円 国の補助金 20万円 (100万円-20万円)×1/10=8万円 上限額により補助金の申請額は5万円
18	申請手続	国の補助金との併用は可能ですか。	併用可能です。ただし、国等の類似の補助金の額を控除して算定します。
19	申請手続	太陽光と蓄電池の市の各補助金は同時に申請できますか。	同時に申請できます。
20	申請手続	事業の完了日はいつになりますか。	申請者が業者等から補助対象設備(完動品)の引き渡しを受け、対象設備の工事代金等の支払いが完了した時点をもって事業の完了日となります。
21	申請手続	今年度、補助対象設備を契約し、設置が次年度以降となる場合は補助対象ですか。	対象外です。
22	申請手続	契約書の写しは、全てのページが必要となりますか。	発注者と請負者の双方の押印並びに補助対象設備とその設置経費(内訳等)が確認できるページの写しを提出してください。
23	申請手続	交付決定後、申請した設備の内容を変更した場合はどうしたらいいですか。	申請内容に変更が生じた場合は、変更承認申請書の提出が必要となる場合があります。まずは環境保全課へご連絡ください。 なお、予算が満額に達していた場合は、変更後の交付額は変更前に交付決定された金額が上限となりますのでご了承ください。
24	申請手続	交付決定後、設置を中止したい場合はどうしたらいいですか。	設置を中止する場合は、変更承認申請書の提出が必要となります。環境保全課へご連絡のうえ、書類を速やかに提出してください。
25	請求手続	補助金の振込先の口座名義を申請者と異なる者にしてもよいですか。	補助金請求書の振込先は、申請者本人の口座に限ります。
26	請求手続	補助金の振込日はいつ頃になりますか。	補助金の確定通知後30日以内となります。口座誤りなど提出書類に不備があると振込が遅れる場合があります。